

第 4 期 地 域 福 祉 計 画 素 案

平成 2 9 年 7 月 2 7 日
保健福祉局地域福祉課

1 枠組み

策定方針・骨子（主な変更点）を踏まえる（「第 3 期計画の体系を踏襲し継続性を確保」）。

2 立案方針

（1）支援を要する方の個別支援及び地域住民等による地域生活課題の解決の取組の支援（コミュニティソーシャルワーク機能）の強化を公助の中核に位置付ける（3 の表の 7 番・8 番・1 1 番）。

（2）地域福祉活動に携わる人・携わろうとする人が現に生活課題に直面している人を支援する際に役立つ計画を目指す（3 の表の 9 番・1 0 番）。

→ 公助として掲載する事業・施策を直接又は間接に地域福祉活動を支援するものとする（3 の表の 1 0 番）。

3 変更点・立案の考え方・素案概要（☆は「骨子（主な変更点）」に基づく変更・★は地域福祉課による変更）

番号	変更点	立案の考え方	素案概要（下線は第 3 期計画からの改正部分）
1	★第 1 章第 1 節第 2 款で公助の位置付けの明確化（計画書 2 頁）	公助が自助・共助の取組を補完する役割であることを明確にする。	公助とは <u>自助・共助では対応できない生活課題等について、行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備などの事業・施策のことです。</u>
2	★第 1 章第 3 節で個別計画との関係を明確化（計画書 3 頁）	各個別計画が対象とする事項に関する共助の取組を括りだして整理するのが地域福祉計画であることを明確にする。	・「千葉市新基本計画」及び「 <u>第 3 次実施計画</u> 」を上位計画とし、保健・医療・福祉・ <u>防災・生涯学習・まちづくり等の分野における個別計画等に関する共助の取組を「地域福祉」という共通の視点で整理することにより、さらなる</u> 地域社会の課題解決へ向けた体制作りを進める <u>ための基盤</u> となる計画です。
3	☆第 1 章に「地域包括ケアシステム、介護予防・日常生活支援総合事業との関係」を追加（計画書 5 頁）	現行の第 1 章第 3 節「『支え合いのまち千葉推進計画』と『高齢者保健推進計画（介護保険事業計画）』の関係について」で既に地域包括ケアシステム及び生活支援・支え合いの体制づくり等について言及していることから、本節に追加する。	（・現在検討中の第 7 期介護保険事業計画の構成案を踏まえる。） （・地域福祉計画と地域包括ケアシステムとの相違を明示する。 [類似点] フォーマル・サービスとインフォーマル・サービスのサービス融合 介護予防・日常生活支援総合事業によるインフォーマル・サービスのフォーマル（介護保険制度）への取り込み 生活支援コーディネーター等による地域資源開発への取組 [相違点] 地域包括ケアシステムの対象が今まで高齢者限定であったのに対し、地域福祉計画の対象は全世代・全対象である点）

番号	変更点	立案の考え方	素案概要（下線は第3期計画からの改正部分）
4	★第2章第2節第1款「地域における主な活動主体とその役割」に追加（計画書15頁）	地域住民等の問題解決能力の向上を支援する機関等を追加する。	（・社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、あんしんケアセンター、生活自立・仕事相談センター等の個別の福祉分野での包括的な相談支援機関、地域運営委員会と公民館等を追加する。また、社会福祉事業者の欄（計画書20頁）に社会福祉法人の地域公益事業に関する記述を追加する（千葉市老人福祉施設協議会加入施設による買い物バス等）。 ・千葉市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー（社協CSW） 市社協では、市社協区事務所に1人ずつ合計6人のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置している。 主な業務として、自ら地域に出て発見し、又は民生委員や地区部会等から相談を受けた要支援者に対して、インフォーマルも含めた個別支援を行うとともに、地域の現状把握・課題整理を行い、市社協が持つ地域福祉ネットワークを活かして、既存の地域福祉活動の活用や、今まで交流の無かった地域団体間の関係づくり等を支援し、さらには新たな地域福祉活動を創る活動を行っています。
5	☆第2章第2節に「今後の課題」の一つとして「社会福祉協議会地区部会と町内自治会との連携、担い手の確保など」を追加（計画書26頁）	地区部会・自治会・地域運営委員会の3者の関係の現状について記述する。	・地区部会と自治会、民児協その他の構成団体さらには地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なっている。その結果、各団体間の情報共有・討議・意思決定・取組の実行等の地域生活課題の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なっている。したがって、地域生活課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換及び調整が行われることが好ましいと考えられる場合がある。 ・地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっている。
6	☆新たに第2章第3節として「地域包括ケアシステムの推進」を追加	「骨子（主な変更点）」には、内容として「地域における複合的な課題に対する包括的な支援システムの構築」を追加することが掲げられている。	・介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある子と要介護状態の親の世帯など、複合的かつ多様な生活課題を抱えている方に必要な支援がつかない状況が浮き彫りとなっている。 ・地域に潜在する支援を要する方を積極的に発見し、必要な支援を展開していくには、専門家によるアウトリーチを踏まえた個別相談支援体制の一層の強化が必要である。 ・支援につながったとしても、これまで個別の福祉分野内で整備されてきた相談支援体制では世帯全体への支援が不十分であったり、世帯が抱える生活課題が縦割りの制度の狭間にあるため解決策がないままの状態であったりと、必要な支援が必ずしも常に展開されているとはいえない状況である。 ・さらに、地域ケア会議、社協CSW会議、生活支援コーディネーターの協議体等で地域生活課題が析出・検討されても、解決策の立案・実施への道筋、特に公助による取組への道筋が制度化されていない。 （・厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29年2月7日を簡潔に紹介する。秋に予定されている厚生労働省からの指針を受け、どこまで本計画に盛り込めるか検討する。） （・「地域共生社会」と「ともに支えあう地域福祉社会」が実質的に同一であることを示す。）

番号	変更点	立案の考え方	素案概要（下線は第3期計画からの改正部分）
7	☆第3章第1節に「地域包括ケアシステム、介護予防・日常生活支援総合事業との関係」を追加（計画書37頁）	コミュニティソーシャルワーク機能の強化を公助の中核に位置付ける。	（最終段落に加筆） このことを踏まえ、「支え合いのまち千葉 推進計画」においては「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標に設定するとともに、千葉市新基本計画や方向性の実現、 <u>第3次実施計画との整合を念頭に置きながら、（1）地域において生活課題を抱える個人や家族等（支援を要する方）の個別支援と（2）支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援とを行う活動（コミュニティソーシャルワーク）の更なる強化を通じて</u> 市民と行政が連携・協働して支え合いの仕組みづくりを進めていき、 <u>地域住民等による地域生活課題の解決力を強化し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることにより、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。</u>
8	☆第3章第2節「計画の特徴」に加筆・追加（策定方針による。）（計画書37頁）	＊「区計画を市計画に前置する。」 ＊「地域包括ケアシステムを推進する仕組みを取り入れる。」 ＊「生活困窮者自立支援方策を計画に取り入れる。」	（2） <u>第5章で地域の取組（共助の取組）を、第6章で地域の取組を支援する市の取組（公助の取組）を定め…</u> （5） <u>地域包括ケアシステム及び生活困窮者自立支援法の理念を普遍化し、地域住民等による地域生活課題の「我が事」としての取組を支援し、かつ、地域住民等による支え合いと公助とが連動して地域を「丸ごと」支える体制の構築を目指す。</u>
9	☆新たに第4章「先駆的な取組事例」を追加する。	＊次の評価基準に基づき選定する。 ・地域の現実的な課題（人、モノ、拠点、金、連携不足等）を解決する取組み ・自分の地区でも実施してみたいと思えるような事例 ・6区のバランスに配慮 ・切り口にバリエーションを持たせる。 ・教訓化できる話題 ＊「社会福祉法改正による社会福祉法人の地域公益事業をはじめ、ボランティア活動やNPOなどの民間の取組を掲載し、多様な地域資源を創出する基盤の整備を図る。」	（仮選定） ・中央区「認知症徘徊声かけ訓練」 地域ケア会議での地域生活課題の析出を受け、認知症サポーター養成講座を実施し、地区部会等による実行委員会の立ち上げを経て、訓練を実施 ・花見川区「子ども食堂」 犢橋地区。企業も協力しての開催 ・稲毛区「子育てフォーラム」 子育てフォーラムの開催により、子育て支援活動をするグループや団体と子育て世代をつなぐことを目的に情報提供・共有できるネットワークを構築する。 ・若葉区「加曽利地区部会」 社会福祉施設のスペースを利用した地区部会の活動・加曽利お助け隊の活動（例：ごみ屋敷）・福祉バザーによる財源の確保 ・緑区「自治会への加入促進」 椎名地区 ・緑区「買い物支援サービス」 社会福祉事業者との連携 ・美浜区「地域運営委員会」 磯辺地区

番号	変更点	立案の考え方	素案概要（下線は第3期計画からの改正部分）
10	★新第6章「市の取組み」	立案方針に基づき、公助の取組を、現行の136事業から、地域福祉活動に携わる人・携わろうとする人の直接・間接に役に立つ事業に絞り、かつ、事業をその人たちが使いやすいように支援手法類型で分類する。	（1）自助・共助を「直接」「間接」に支援する公助 （2）支援手法類型：費用等助成／物品提供／活動場所／人材育成／意識啓発／情報提供／団体等支援
11	☆新第6章「市の取組み」に「CSWなどの専門職の育成・配置について盛り込む」を追加	＊コミュニティソーシャルワーク機能の強化を公助の中核に位置付ける。 ＊「CSWなどの専門職の活用を含む地域福祉の担い手の確保について、対応策を検討し、記載する。」 ＊「地域包括ケアシステムを推進する仕組みを取り入れる。」	（3）重点取組事項 ア コミュニティソーシャルワーカーの増員等 社協CSWその他のコミュニティソーシャルワークを実践する（ジェネラリスト専門家である）コミュニティソーシャルワーカーの増員を図るとともに、社協CSW、生活支援コーディネーター、地域ケア会議等と市及び市社協との連携を深め、地域生活課題の発見及び認識の共有並びに解決の方策の共同検討を図ることにより、本市のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図る。 イ 多機関の協働による相談支援体制の包括化 個々の福祉分野が各々整備してきた相談支援機関をもってしても単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を、効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築を図る。 ウ 地域力基盤体制の強化の支援 地域住民等による地域生活課題の発見・共有・検討・解決・評価のプロセスを担う地域力基盤体制の構築及び同プロセスの運用を、社協CSW、生活支援コーディネーター等のみならず、市と市社協等も一体となって、地域の実情に応じて個別具体的に支援する体制の構築を目指し、地域住民等による地域生活課題の解決力の向上の支援を図る。 エ 地域福祉の担い手の育成・拡大 社協CSWによる個別支援の過程、社協CSW、生活支援コーディネーター等による地域資源開発、ボランティアの研修及びコーディネート、公民館等の生涯学習機関における学びを生かしたコミュニティづくり等を通じて、地域福祉の担い手の育成・拡大を図る。
12	☆新第7章（9つの取組テーマについては柔軟に再検討）	・「＊地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援方策等と整合を図り、テーマに取り込む等」 ・子育て支援に関する取組を明示する。	（・現行をベースに、加除修正を検討する。） （・取組テーマで、子育て支援等を明示的に取り上げる方向で検討する。）